

令和4年11月30日

栗山町議会議長 鶴川和彦様

栗山町議会議員の報酬と定数に関する調査特別委員会  
委員長 藤本光行

委員会審査報告書

令和元年第3回栗山町議会定例会において、本委員会に付託を受けた事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、栗山町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

記

1. 件名 栗山町議会議員の報酬と定数について
2. 付託年月日 令和元年6月20日
3. 審査年月日

回	開催年月日	ところ	出欠状況	内容	結果
1	元.9.11	議場	10	質疑、意見	継続
2	元.12.18	第1会議室	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
3	2.1.24	第1会議室	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
4	2.3.12	議場	11	質疑、意見	継続
5	2.6.18	委員会室	5	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
6	2.7.9	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続

7	2.8.4	第1会議室	6	議会モニター意見聴取 (なり手問題を考える小委員会)	継続
8	2.9.9	委員会室	4	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
9	2.10.27	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
10	2.10.28	議員控室	5	議会モニター意見聴取 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
11	2.12.2	第1会議室	6	議会モニター意見聴取 (なり手問題を考える小委員会)	継続
12	2.12.17	議場	11	参考人意見聴取及び質疑	継続
13	3.7.6	委員会室	4	質疑、意見 (報酬と定数を考える小委員会)	継続
14	3.7.6	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
15	3.9.7	委員会室	6	質疑、意見 (なり手問題を考える小委員会)	継続
16	3.12.16	議場	11	自由討議	継続
17	4.1.20	議場	11	自由討議	継続
18	4.3.11	議場	11	質疑、意見	継続
19	4.4.27	議場	10	自由討議	継続
20	4.5.17	議場	10	自由討議	継続
21	4.5.24	議場	11	討論、採決	継続
22	4.6.9	議場	11	まとめ(定数)	継続
23	4.7.12	議場	9	質疑、意見、自由討議	継続
24	4.7.25	議場	11	質疑、意見、自由討議	継続

25	4.8.22	議場	9	質疑、意見、自由討議	継続
26	4.9.7	議場	10	質疑、意見	継続
27	4.9.9	議場	9	質疑、意見	継続
28	4.11.4	議場	9	質疑、意見	継続
29	4.11.30	議場	10	質疑、意見	まとめ

#### 4. 審査結果

本町議会議員の選挙について、平成27年、平成31年の2回にわたり無投票となったことを議会として重く受け止め、本調査特別委員会を設置し、あわせて議員のなり手問題と議員報酬と定数の小委員会も設置して調査研究を行ってきた。

調査研究においては、地方分権の進展による議会の責任・役割が大きくなる中、少子高齢化と人口減少による地域経済の縮小など本町の抱える課題を背景として、議会の使命である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監視」を果たすためには、議員の定数、報酬のあり方や、未来の議会の担い手である「議員のなり手」づくりに向けてどのように取り組むべきかに焦点をあて、調査を進めてきた。

その調査過程においては、まず識者からの意見聴取として議会サポーター及び専門家より3回に分けて参考人意見聴取の他、町民からの意見聴取として議会モニター会議の実施や議会報告会を本年4月14日から4月16日の3日間にわたり町内3か所で52名の参加により実施した他、パブリックコメントを本年5月2日から16日までの間実施し8名の町民からご意見を頂いた。あわせて一般会議を、町内各団体と4日間5回に分けて実施して、延べ54名の参加をいただき、幅広く意見聴取を行った。

そうした調査において、議会報告会では定数に関しては「定数を減らせば選挙になるという簡単なものではない」「定数を減らしても十分に活動できるのかを起点に考えてほしい」といった意見や、報酬に関しては「定数を減らして報酬を上げることをセットで考えることに違和感がある」「議員活動に集中できる報酬が必要だと思うので上げるべき」などの意見が寄せられた。

パブリックコメントにおける報酬に関する意見では、現状が適当であるという回答が2件、減らすべきが1件、増やすべきが2件、わからないが3件の回答結果となった。定数に関しては現状が適当であるが3件、減らすべきが1件、わからないが3件、無回答が1件の結果となった。

また、一般会議における意見としては、報酬に関しては報酬増という意見が21件、報酬維持が1件となり、定数に関する意見としては定数減が10件、定数維持が8件、維持か1名減、定数増がそれぞれ1件との意見があった。

こうした調査を通じて寄せられた意見を踏まえ、議員間による自由討議等により協議を行った結果、定数及び報酬は以下の経過と結論となった。

まず、定数に関しては、議会の多様性の確保や常任委員会の機能維持の観点からの現状維持の意見、本会議における議長の表決権を考慮して定数を11名とする意見、将来的な議会費増嵩への懸念や前回の定数削減以降の人口減少の動向と将来の人口推計を根拠として定数を10名とする意見等があり、定数に関しては採決の結果、1名減の11名とする案が可決となった。定数は以上のような過程により結論に至ったが、本委員会としては本町の現状及び今後の人口減少による町の将来像を見据え、定数の削減はやむを得ないものとする。

次に、報酬に関しては、職責や定数減による議員の負担増を根拠とする増額の意見や、町予算に対する議会費の割合をおおむね1%とする範囲内での増額、国民年金、国民健康保険税の負担見合分の増額、議会費内予算の調整による増額など、増額すべきとの意見が多数を占めた。

一方で、本町の財政状況や近年の新型コロナウイルス感染症に伴う社会的、経済的な影響を始め、急速に進む物価高の影響により、企業や個人へさまざまな支援がなされている状況においては、現時点で議員報酬を増額することは町民の理解を得ることは困難であるとの意見もあった。以上を踏まえ9区分にわたる報酬案を示し、それぞれの妥当性など調査を進めてきたが、結果として委員多数の合意を得られる案に絞るまでには至らなかった。

また、本委員会における協議の進捗状況を踏まえると議員報酬に係る条例改正案の提出期限としていた令和4年12月議会定例会議までには、新年度予算への反映を含め時間的に困難な状況であることから、本委員会の結論として報酬に関しては現状維持とすることとした。

しかし、調査の中では、全国町村議会議長会より新たに示された令和4年度版原価方式において算出した議員報酬は、現行の報酬額を上回る金額が算出された他、現行の報酬は議員の職責の実状に見合った報酬ではないという意見も委員及び町民からあり、なり手不足の現状もあることから今後も報酬のあり方に関しては引き続きの検討課題である。

日当においても議会の公的業務に出席した議員に対し、出役に応じ支払うという基本的な考え方で、予てより議会改革推進会議において協議されていた経過があったが、報酬と同様に処遇改善としての日当という考えや、実際の公務の出役に見合う報酬のあり方という観点から本委員会でも協議することとした。協議の経過においては出役に応じ支払う町内日当を支弁することに関して賛同する意見も多く出されたが、日当は旅費としての性質があることから協議の場を分け、当初のとおり議会改革推進会議において協議することとした。

議員のなり手不足の問題については、小委員会を設けて課題の洗い出しを行い、その対応策をまとめた。対応策としては広報活動の一層の強化の他、未来の担い手育成として小中高一貫キャリア教育による児童生徒の議会への興味関心を高める取り組みや学

校行事への参加による啓発活動、議員アカデミー等の講座の実施による後継者育成の取り組みなど、なり手を育成する土壌づくりとしての活動を議会としても取り組むべきであるとの結果となった。

また、こうしたなり手不足の解消に向けた具体的な取り組みは、今後議会改革推進会議が中心的な役割を担って行うものとして、本委員会の調査報告とする。